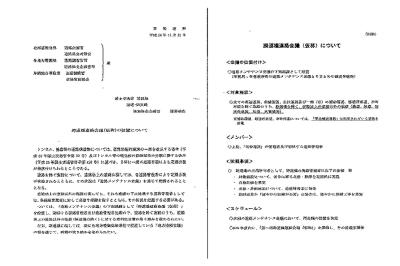
資料7

【目的】

○道路法上の道路以外の施設に関しても、それら施設の下に位置する道路管理者としては、各施設管理者に対して点検や修繕を促すとともに、その状況を把握する必要がある。 ※(抜粋)

【対象施設】



跨道橋連絡会議(仮称)の設置について 平成26年11月21日 事務連絡

○全ての高速道路、直轄国道、公社道路及び一部(※)の補助国道、都道府県道、市町村道を跨ぐ施設のうち、鉄道橋を除く、道路法上の道路以外の施設(農道、林道、認定外道路、私道、水管橋等)

※補助国道、都道府県道、市町村道については、「緊急輸送道路」に指定されている道路を対象各施設管理者に対して点検や修繕を促すとともに、その状況を把握する必要がある。

(注)鉄道橋に関しては、既に各地方整備局等単位で設置している「地方連絡会議」の場を通じて、同様の取り組みを進める。 ※(抜粋)

資料7

【メンバー】

〇大阪国道事務所、大阪府、堺市、岸和田市、高槻市、羽曳野市、 西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)

【依頼事項】

- 〇 跨道橋の占用許可者として、跨道橋の施設管理者に以下の依頼等
- ・対象施設について、省令に準じ点検・診断を定期的に実施
- 点検計画を策定
- ・ 点検・診断結果について、道路管理者に報告
- 診断結果が「速やかな修繕が必要」な場合は、速やかに修繕工事を実施

◆今後の予定(提案)◆

H28. 2 各施設管理者の状況把握 点検・修繕の計画、状況、及び手法の確認

H28. 3 跨道橋連絡会議

